

外務省設置法の一部を改正する法律

(平成一六年四月一四日法律第二八号)

一、提案理由(平成一六年三月一日・衆議院外務委員会)

川口国務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、一括御説明いたします。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の内容は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止することです。なお、儀典長の外交上の役割は引き続き重要であることから、外務省としては、政令で新たに儀典長を置き、必要な策を講じることによって、その機能を維持する考えであります。

……………(略)……………

以上が、法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告(平成一六年三月一八日)

米澤隆君 ただいま議題となりました両案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するものであり、その内容は、儀典長を廃止すること等です。

……………(略)……………

両案は、去る三月九日外務委員会に付託され、十一日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第です。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成一六年四月七日)

山本一太君 ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、外務省の機構改革の目的、法律職としての儀典長を廃止する理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。